三　受給権者の基礎年金番号
四～七　（略）
2～4　（略）
（行方不明手当金の支給の申請）
第百二十六条　行方不明手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。
一　（略）
二　行方不明となった者の被保険者等記号・番号、氏名、生年月日及び住所
三～七　（略）
2　（略）
（遺族年金の申請）
第百二十九条　遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項又は第百三十一条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。
一・二　（略）
三　被保険者又は被保険者であった者の氏名、生年月日、住所、死亡の年月日及び被保険者等記号・番号
四～十一　（略）
2～5　（略）
（胎児の出生による決定の申請の特例）
第百三十条　被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。
一　死亡した被保険者又は被保険者であった者の氏名、生年月日及び被保険者等記号・番号
二～四　（略）
2　（略）
（支給停止の申請手続）
第百三十三条　法第百条第一項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　遺族年金を受ける権利を有する者で所在不明となっている者の基礎年金番号及び年金証書の年金コード
五・六　（略）
2　（略）

三　受給権者の個人番号又は基礎年金番号
四～七　（略）
2～4　（略）
（行方不明手当金の支給の申請）
第百二十六条　行方不明手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。
一　（略）
二　行方不明となった者の被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名、生年月日及び住所
三～七　（略）
2　（略）
（遺族年金の申請）
第百二十九条　遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項又は第百三十一条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。
一・二　（略）
三　被保険者又は被保険者であった者の氏名、生年月日、住所、死亡の年月日及び被保険者等記号・番号又は個人番号
四～十一　（略）
2～5　（略）
（胎児の出生による決定の申請の特例）
第百三十条　被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。
一　死亡した被保険者又は被保険者であった者の氏名及び生年月日並びに被保険者等記号・番号又は個人番号
二～四　（略）
2　（略）
（支給停止の申請手続）
第百三十三条　法第百条第一項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。
一～三　（略）
四　遺族年金を受ける権利を有する者で所在不明となっている者の個人番号又は基礎年金番号及び年金証書の年金コード
五・六　（略）
2　（略）